

中央会の主な事業等活動予定（2月）

令和5年1月13日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中小企業連携組織対策事業			
2/3	金	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：東葛中部地区葬祭業協同組合	商業連携支援部
2/13	月	<u>組合後継者等育成事業（青年部研究会）</u> 対象：一般社団法人千葉県産業資源循環協会	工業連携支援部
2/17	金	<u>組合後継者等育成事業（組合士交流会）</u> 対象：千葉県中小企業組合士会	経営支援部
		<u>令和4年度 情報連絡員会議</u>	
2/21	火	<u>東葛地域組合等懇談会</u>	工業連携支援部
2/22	水	<u>組合事務局強化事業</u>	経営支援部
2/24	金	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉県生コンクリート工業組合	工業連携支援部
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
2/8	水	<u>ふさの国商い倶楽部 幹事会・総会及び講習会</u>	商業連携支援部
■ 団体支援事業			
2/17	金	<u>千葉県異業種交流融合化協議会 農業交流研究会</u>	工業連携支援部
2/22	水	<u>千葉県中小企業団体事務局責任者協会 第16回通常総会</u>	経営支援部
2/24	金	<u>商業四団体新春講演会・賀詞交歓会</u>	商業連携支援部
■ その他			
2/2・3	木・金	<u>関東甲信越静ブロック中央会 常勤役員会議</u>	総務部
2/9	木	<u>金融懇談会</u>	工業連携支援部

経営のヒント
事業承継をするために必
要な取組み【後継者編】

前稿（本誌1月号）に続き、今回は、視点を変え、『後継者』に向けて、どんな点を意識しながら、この【事業承継】をご支援しているかを一緒に考えていきます。

後継者に向けて、まずお伝えしていることが2つあります。1つ目は、どんな経営者を目指すかのイメージについて。時代と共に変化して良いことです。現経営者の多くが、次のようなイメージに近かったりします。コネ・人脈・金がないゼ口状態から、独立し、仕事に全精力を費やしてきた、社内の誰よりも働く、モータリッな創業者像。強かなメンタルと疲れ知らずのバイタリテイで組織の先頭で突き進んできた、リーダーシップ型経営者。幼少期からそんな大きな背中を見続けてきた後継者。同じ道を行んでいくことは到底できないと大きな不安を抱えている後継者は多いのではないのでしょうか。はつきりとお伝えしますが、真似しなくいいです。無理ですから（笑）

では、どんな経営者像を目指していけばいいのか。1つのヒントが、フオロワーシップ型経営者像です。

中小企業白書2022年版より、興味深いアンケート結果をご紹介します。101ページにある、経営者が従業員に求めるスキルについて見た結果について。現在と5年前のいずれも、「チームワーク」や「コミュニケーション力」、「職種特有の技術力」が上位となっております。また、現在と5年前との差異について見ると、「マネジメント」や「IT」の割合が20ポイント程度高まっております、特に重要性が増してきている点が見取れます。

この先、成果を出せる組織作りのためには、従業員と一丸になり、人間的な基礎力を高めた上で、人材管理力とシステムを用いた効率的な組織運営が求められるのです。時代は日々変わっているのです。だから、経営者のあり方も変わって続けるものだと思います。

後継者自身もしくは外部の専門家が集めた情報を元にした壁打ちミーティングを通じて、じっくりと経営者の新しいロールモデルを模索してみるのも一案です。

2つ目は、経営者になるための

基礎力を身に付けることです。法律上、知っておいてほしいテーマは様々ありますが、すべてを学ぶには時間がかかるでしょう。そのため、3つのテーマは優先的に抑えてほしいと伝えています。

まず、社内のお金の流れ、『財務』のテーマです。特に事業承継時前後に掛かる費用の把握が必須です。

事業承継時には、関連して発生する資金額（税金を含む）、事業承継後の会社を予想し、資金残高、現経営者個人の資金残高が特に大事です。現経営者個人の資金残高を知るの、もしもの非常事態に資金援助をお願いできるかを把握することが目的です。日頃から現経営者と良好な関係を築くようにしておいてください。売上や仕入れに関係なく、かかる費用Ⅱ固定費、売上や仕入れに依拠してかかる費用Ⅱ変動費は、それぞれどれ位かかるかは、確認しておくとういでしょう。仮に売上が0円になってもかかる費用を把握し、どんな状況でも事業継続できる選択肢を模索しておきます。

次に、会社法に関わる『法務』のテーマに入ります。具体的には、株式持株比率に依拠して、どんな経

営権（会社の意思決定のプロセス）を掌握できるかについて、大枠を理解することから始めましょう。

株式を2/3以上、保有すれば安心と言われます。それは、株主総会の特別決議を単独で可決できるため。難しければ、過半数の1/2以上は最低、確保したい。普通決議を単独で可決できます。

特別決議と普通決議の違いはどこにあるでしょうか。特別決議とは、例えば、定款変更、優先株の発行などが挙げられます。会社経営を行う上で重要な決議ができることとなります。一方、普通決議とは、計算書類の承認、株主総会議長の専任など、一般的に重要と思われることが決議可能な内容となります。

事業承継を考え始めるなら、現経営者主導で早めに株式を集めて頂くよう、お願いしたいところです。創業30年超の会社で特に注意が必要なのは、少数株主の存在です。元々、平成2年に商法が改正されるまでは発起人（Ⅱ出資者）7名が最低限、必要でした。当時、候補者探しは、難航し、結果的に、名義株主と言われる、お金の出資はしませんが名義貸しのような扱い

で、今でもその会社の株式をお持ちの方も、一定数いらっしゃると思います。この名義株主について1つ懸念事項があります。株式が相続財産としてご家族に相続されたケースです。その場合、その株式を相続人であるご親族に譲ってもらうには、時価を算出し、交渉していくこととなります。会社の業績が良ければ当然、株価にも反映しますので、相当の資金を用意しなければ、株式を譲っていただくことが難しくなります。この点、ご留意下さい。

最後が、わたしの専門分野である『労務』についてです。身内以外で社員を1人でも雇用していれば、大企業だけの話ではなく、中小企業でも、働き方改革を強く意識して下さいと伝えていきます。

特に労働時間管理、有給休暇管理が大事です。労働時間認定、残業管理が曖昧だと、未払い賃金は3年間分遡って請求できます。

2020年からは年間5日の有給休暇の取得が完全義務化されています。社員に120日を超える休日を与えている会社はさらに労働日が減る形になり、業務運営が難しくなっています。

最近では、退職時に有給休暇をすべて申請する社員も増えていきます。申請した分を使わせる権利の話と、周りに迷惑かけずに引継ぎを行っていく義務の話は、一方だけ認められる話にはなりません。円満退職を迎えるまで、社内でも目を光らせ、スムーズな担当替えにも協力してもらってください。

ここまでは、後継者が事前に準備しておく心構え・実務知識の話でした。最後は、実際に事業承継のタイミングが決まってから行っていたただく大事な話に入ります。

現経営者と後継者は、『事業承継計画書』というツールを活用し、事業承継の手順を双方で可視化していくことをおススメします。先に触れた、中小企業白書2022年版(68ページ)で、事業継統計画(BCP)を策定しない理由としては、上位に、「策定に必要なスキル・ノウハウがない」や「実践的に使える計画にすることが難しい」など、計画策定に対する敷居の高さが存在する可能性が示唆されています。

担当する人材不足・業務時間内で掛け持ちできないようでしたら、

このタイミングで、ワンストップでご支援できる専門家チームにご相談されてはいかがでしょうか。前稿(本誌1月号)でも述べたように、身近にいる専門家でも得意不得意分野がはっきりしていますので、事前に支援が可能か、お尋ねいただくと思いいます。

『事業承継計画表』の作成には、次のような10の項目をご提案しています。①家系図を作る。②株主を確認する。③後継者を決める。④代表交代の時期を決める。⑤現在の株価を試算する⑥退職金の受取金額を仮決定する。⑦会社経営計画を仮決定する。⑧株式譲渡/贈与計画を仮決定する。⑨代表者の地位を明確にする。⑩後継者の教育プランを考える。

まずは、現経営者にフォーカスを当て、じっくりお話を聴くことが大事です。譲れない想い、強く主張していることの背景には理由があります。『なぜ?なぜ?なぜ?』と後継者が相手を深く理解しようとする姿勢が、後継者の想いを相手に受け入れてもらいやすくするきっかけに繋がります。

事業承継計画表の10の項目ライオンナップは、あくまでも一つの選

択肢(たたき台)です。検討事項に漏れがないかを確認しながら事業承継をイメージしていけるはずです。ココで大事なものは、最初は仮決めでいいということです。確定ではなく、ひとまず、双方で方向性を握ってもらいます。

仮決めすることで、経営者・後継者共に、自分達が選んだその方向性を、自分事に捉え、本気になります。『事業承継計画書』内で、分解したタスクの数々が明確になることで頭の中の空想ではなく、リアリティを感じるのです。そうならば、日頃から、アンテナが立ち『事業承継に関する記事やインタビュー、動画』などが目に付くようになります。スケジュールの仮決めをはじめましてスタートラインに立てたと言えます。

本稿では、『事業承継』を今後控える後継者の目線で、大事なポイントをとめました。前稿(本誌1月号)の内容も振り返りながら、相手の立場を理解しつつ、現経営者、後継者双方の本音を引き出せる、そんなきっかけになる記事になれば幸いです。

(社会保険労務士法人ネクステップ

事業承継士 山崎 裕樹)

テーマ 特徴ある活動

WITHコロナを生き残るテイクアウト始動

大湊海自カレー協同組合

WITHコロナ、地域における各種機関・組織との連携、理事長のリーダーシップとバリエーション溢れる活動力。

背景・目的

青森県むつ市では、海上自衛隊グルメの一つである海自カレーを市内飲食店で提供し観光交流人口拡大による地域活性化につなげるため、行政等で「大湊海自カレー普及会」を組織している。当組合ではこの普及会と連携し、レトルト製品等の開発・販売などの営利事業を担ってきたが、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」）により売上低下や大湊海自カレーの普及促進の停滞等が発生したため、WITHコロナの経営形態を打ち出し、コロナに対応した広報活動の実施が求められていた。

取組みの手法と内容

当組合は行政等で組織した「大湊海自カレー普及会」と連携し、

理事長のリーダーシップに基づき、以下の事業に取り組んでいる。
① WITHコロナの経営形態の打ち出し

コロナの影響により、組合員である各飲食店への来店者数が激減し、大湊海自カレーの提供数が大きく落ち込み、さらに緊急事態宣言等により営業自粛に追い込まれ、一時は事業の継続も危ぶまれる事態となった。このような収束が見込めない中では、観光客の呼び込みは難しく、WITHコロナに対応した経営形態としてテイクアウト事業を打ち出し、地元を中心とした新たな顧客層の開拓に注力することとした。

② WITHコロナに即した広報活動
これまで、レトルトカレーなど様々な商品を開発してきたがテイクアウト商品の開発は初めての試みであり、ターゲットとなる顧客も変わることから、広報活動は非

常に重要となる。そこでテイクアウト利用が見込まれる地元の飲食店利用者に効率的に広報活動を実施するために、感染対策を兼ねたマスクケースの提供を立案した。

また、今後の展開としては、WITHコロナでの組合活動の強化を図るとともに、ポストコロナを見据えた新規事業である自衛隊グルメ専門店や海自こどもカレーなどの開発・推進等も実施していく予定である。

成果とその要因

地元の飲食店利用者の外食への不安を軽減・払拭するとともに、テイクアウト利用や新規顧客の開拓、ピーターの増加等の集客効果を生み出すことにつながっている。要因としては、理事長によるリーダーシップや調整能力に基づく行政や関係機関との強固な連携体制、組織としての高い企画力や機動力等を保有していることが挙げられる。



組合が販売する大湊海自カレーレトルト



護衛艦ちくまカレーを提供する理事長



テイクアウト始動をPRする抗菌マスクケース

大湊海自カレー協同組合

住所：〒035-0033
青森県むつ市横迎町
二丁目11番3号

設立：平成30年7月
出資金：1,600千円
URL：－
業種：飲食業
組合員：4人

組合Q&A

組合諸規程の決定機関について

〔Q〕本組合では、組合運営に必要な規程類を現在作成中ですが、次の規程はいずれも理事会の承認で良いですか？

業務処理規程、服務規程、經理規程、給与規程、退職金規程、旅費規程

〔A〕業務処理規程、服務規程、經理規程、給与規程、退職金規程、旅費規程は組合の事務執行上に必要な関係を規律する内規的な定めであることから、その設定、変更及び廃止については理事会の議決事項で足り、総会の議決を経る必要はありません。

ただし、理事、監事の報酬の設定については総会の議決を経るべきです。

脱退者に対する持分の分割払戻しについて

〔Q〕固定資産を多く持つ組合において、組合員が脱退した場合、脱退者の持分を全額一時に払い戻すことは組合の資金繰りがつかず組合運営に支障をきたすことが考えられます。そこで、以下のような持分の払い戻しを年賦払いとすることの定款変

更は適当でしょうか？

事業協同組合法定参考例第14条（脱退者の持分の払戻し）に相当する規定に次の1項を加える。

案の1「2 前項の払い戻しの期限は、脱退した事業年度の決算確定後〇年以内の年賦払いとする。ただし、年賦払いによる利息は支払わないものとする。」

案の2「2 前項の払い戻しは、年賦払いとし、その期限は、総会の定めによるものとする。ただし、年賦払いによる利息は支払わないものとする。」

〔A〕払戻しの方法は、中協法第20条第1項の趣旨から具体的には定款で定めるべきものです。

持分の払戻しの取扱いについては、定款により、その一部に限り（例えば出資額を限度として）払い戻すことができます。分割払いを規定することも考えられますが、この場合、分割払いによって不当に脱退が制限されることのないよう、1回の払戻金額、賦払期間が合理的に定められる必要があります。

どの程度までの分割払いが合理的かは具体的事情に即して判断されるべきものと考えますが、中協法上出資払込みつき分割払いの際、第1回

の払込金額は、出資1口の金額の4分の1以上であることを要していることから、払い戻しについても同様に4分の1以上であれば、合理的と言い得るものと考えますが、分割払いにより脱退を不当に制限しないという趣旨から年賦払いの場合、一定の金利を支払うことが適当です。

◎組合質疑応答集より転載

組合士問題にチャレンジ

次に掲げた各文章について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けてください。

1. 組合員が2000人を下回ったが、総代会を開催した。
2. 新型コロナウイルス感染症への感染リスクを考慮して日時、場所等を特定せず書面のみで総会の議決を行った。
3. 臨時総会を開催し、次年度の事業計画と収支予算を審議した。
4. 理事8人（6人以上8人以内）の組合において3人の理事が同時に辞任し、5人となった。理事定数の下限を下回った場合、辞任した理事は残任義務が生じるが、この場合3人全員に残任義務が生じると解釈し、理事会の開催通知を発出した。

5. 理事会で審議事項の決議を行ったが、可否同数となったので理事長が最終判断を行った。

6. 新型コロナウイルス感染症の感染予防のために、監事会の開催を中止し、監事の所属する企業において監査を実施してもらい、監査報告書を郵送してもらうことにした。

7. 組合員から解散した旨の連絡を受けたので、年度途中に持分を払い戻した。

8. 協同組合の組合員から本来90日前までになされるべき脱退予告が60日前になされたが、組合運営に支障がないことを確認し、認めることとした。

9. 組合員の共同施設の利用が80%に留まっていたので、残りの20%を組合員以外の者に利用させた。

10. 卸売業者で組織する協同組合で共同仕入事業を実施していたが、仕入先の業態変化への対策として共同仕入を行った物品の販売の共同化を行った。

解答… 1. ×、2. ×、3. ○
4. ○、5. ○、6. ○、7. ×、
8. ○、9. ×、10. ×

◎令和2年度中小企業組合検定試験（組合運営）第3問より転載

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和4年12月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は6から4に減少。「減少した」業種は4から6に増加。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は7から14に増加。「減少した」業種は9から8に減少。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は4から5に増加。「悪化した」業種は9から10に増加。

前年同月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は7から6に減少。「減少した」業種は5から7に増加。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は9から12に増加。「減少した」業種は11から10に減少。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は5から8に増加。「悪化した」業種は13から11に減少。

製造業

■ しょう油・食用アミノ酸製造 【県内全域】

変化にうまく対応した企業と対応が遅れた企業間でバラツキが発生した。価格転嫁競争の終息がまだ見えない。

■ パン・菓子製造 【県内全域】

客足は昨年並みであるが、価格の値上げに伴い客単価は下がった。

■ 酒類製造 【県内全域】

前月比35%増加、前年同月比4%増加した(11月分)。原油高、

資材価格、物流コスト等上昇の影響により、10月から11月にかけて値上げする蔵が多数ある。

■ 牛乳小売 【県内全域】

秋に業界全体で進められた価格改定により、顧客の減少につながった動きはあるものの収益の改善が見られる組合員も一部ある。また、価格転嫁されていないものや今後の追加の動きも見られ、予定を許さない状況である。

■ 木材・木製品製造 【県内全域】

相変わらず変化のない状況が続いているが、一部半導体の不足解消もあり、今後は良い方向へ向かっていくと思える。

■ 製材 【木更津】

カナダ材、米材、外航船、コン

テナ共に入港無し。在庫は減少。

■ 印刷 【県内全域】

入札に関し、業界と県側との話し合いの場を持っていただきたい。県内の印刷の最低制限価格制度の見直しに力を入れたい。

■ 電気めっき 【県内全域】

前月同様、全体的に頭打ち、前月比では悪化傾向にある。電力費上昇の問題が継続懸念。顧客への単価値上げ依頼準備開始。

■ 鉄工 【千葉】

業種によりバラツキがあるが、受注状況は全体的に良好な状況が続いている。原材料費の高止まりが続いていることから、納入先に対して値上交渉を行い、収支改善に努めている組合員企業が目立つ。

■ 機械部品製造 【野田】

11月に引き続き売上げが対前年比対前月比ともマイナス。稼働日数が減った分マイナス。景況は依然として良くない。

■ 機械部品製造 【流山】

9月から連続して電気料金が急激に値上がりをしており、製造コストが増え、非常に厳しい状況になっている。

■ 機械部品製造 【柏】

自動車関連は前半の半導体不足

によるマイナス分を現在増産により補填。半導体関連は得意先の在庫にて充当の為、引続き低調。

【金属製品製造】

【船橋】

材料費の高騰に対応への価格転嫁により、売上は増加しているが、価格転嫁の対応が後追いのため、正確な収益状況が不透明。

【採石】

【県内全域】

年々出荷量が減少する中、2か所あった採石場が9月30日をもって1か所閉鎖となり、今月は前月を下回り、前年同月比も下回って、前年比では39.1%の状況。

【土砂採取】

【県内全域】

様々な物価上昇に続き、電気料金の値上げも経営にダメージを与えている。特に、市場型である新電力については、更に値上げ率が高く、砂の販売価格に転嫁することが急務である。

【非製造業】

【総合卸売】

【千葉県・東京都】

新型コロナウイルス影響が落ち着いてきたなかで、ロシアのウクライナ侵攻問題が長期化した影響で、仕入価格や物流費が高止まりしており景況感が悪化している。原材料費、物流費上昇による仕入価格の上昇を販売価格に完全に転嫁できない

状況が継続し、取引条件が合わない取引先とは取引解消していることから、昨年対比で減収となっている。

【医薬品卸売】

【県内全域】

実働日数は前年と同じ21日であった。患者数も全体的に増加傾向にある中で、年末の医薬品備蓄も重なり、売上は増加している。新型コロナウイルス感染症の感染

再拡大に伴い、治療薬や検査キットの受注が増加している。また、

季節性インフルエンザウイルスの同時流行も危惧されており、ワクチンの販売促進を行っている。

【青果卸売】

【千葉市】

相変わらず低調な取引が続いている。市況も安定しており、価格も特に大きな変化は見られない。年末の活気が感じられない。暫く、今の状態が変わりそうにない。

【食肉卸売】

【成田市他】

電気料の値上がりは一服。ただし、使用量が前年同月比より下がっても月間200万円〜300万円程度電気代は高くなっている。一方で、令和5年1月から脂の販売単価が6〜7%下がることから、利益率低下が想定される。

【乾物卸売】

【県内全域】

お歳暮商戦で多少、消費は上向いている。新海苔の出荷量と作柄が芳しくない。お歳暮の新海苔が苦戦してたように見える。

【小売】

【柏】

客単価も良く、コロナ前に戻りつつあるが、これ以上の値上げを受け入れてもらえないのが不安。

【電気機器小売】

【県内全域】

相変わらずコロナの影響により、顧客訪問がままならず販売に支障をきたしている。

【青果小売】

【千葉市】

ガソリン代、光熱費などの経費高騰により、売上の割には利益が取れない。イベント等の増加に伴う需要に期待したい。

【中古車仕入・販売】

【県内全域】

ディーラーの新車生産が半導体の影響を受け、納車が進まないことから、中古車の市場流通台数がますます少なくなっている。小売を行う組合員も売れる(売る)車がなく困っている。軽自動車に関しては、半導体の使用箇所が普通車に比べ、少ないため、納車時間数とも増加回復している。

【商店街】

【千葉市】

売上額は、対前月比105.8%、

対前年同月比では111%と増加している。

【小売・サービス】

【野田市】

売上については多少増加したが、原材料の高騰等により利益はあまり伸びていない状況。年度末に退会希望者が昨年より増加しそうな状況。

【一般廃棄物処理】

【千葉市】

前年同月比よりは良い結果となったが、前月比は変わらない結果となった。

【ソフトウエア】

【県内全域】

円安が一段落したのは好材料。しかし、急にコロナに感染する事例が増えてきている。重症化は心配していないが、出社停止等による業務停滞が心配である。

【水道管工事】

【県内全域】

公共工事は前年比120%、民間工事は同80%台となっている。

【内装工事】

【県内全域】

年度末が近いため、12月の仕事から受注急増。

【輸出入】

【県内全域】

12月は、クリスマス期間ということもあり日本へ入国する外国人旅行客でにぎわい、それに伴い店舗利用客の増加があった。

県内商工3団体 中小企業等への支援など 千葉県知事に要望

千葉県内の商工3団体（一般社団法人千葉県商工会議所連合会、千葉県商工会連合会及び本会）は12月19日（月）、千葉県庁を訪れ、中小企業・小規模事業者への支援などを熊谷知事に要望した。

中小企業や小規模事業者は、急激な為替変動など、複合的な要因が重なった大幅な物価高の影響で、深刻な打撃を受けているため、今回の動きとなった。



▲（左から）（一社）千葉県商工会議所連合会 佐久間会長、千葉県商工会連合会 秦会長、熊谷千葉県知事、本会 平会長

【要項事項の具体的な内容】
①ポストコロナを見据えた円滑

な経済活動の支援体制の整備、②中小企業・小規模事業者への持続的な経営支援、③災害等からの復旧復興を早急に行い、持続的な経済活動を行うための方策、④成田国際空港の機能強化を最大限に活かした物流施設や道路網の整備等、⑤東京湾アクアライン通行料金引下げの継続、千葉県広域道路交通ビジョンに基づく主要幹線道路網の整備促進。

千葉県中小企業団体事務局責任者協会 令和5年役員会開催

千葉県中小企業団体事務局責任者協会（渡辺勉会長（千葉鉄工業団地協専務理事）は、1月17日（火）、千葉市内において、令和5年度役員会を開催した。



▲渡辺千葉県中小企業団体事務局責任者協会会長の挨拶

当日は、第16回通常総会（令和5年2月22日（水）開催）に提出する議案について審議された後、可決承認された。役員会終了後に、（株）商工組合中央金庫 千葉支店 次長 金城研一郎氏より、「商工中金の取り組み及び組合支援事例について」の説明の後、参加者による意見交換が行われた。

商業4団体合同委員会及び 県内商業4団体と県との 意見情報交換会開催

本会は1月19日（木）、「商業4団体合同委員会」及び「県内商業4団体と県との意見情報交換会」を開催した（人数制限した千葉市内の会場とオンライン参加のハイブリッド形式により開催）。

意見情報交換会に先立って行われた「合同委員会」では、商業4団体（千葉県商店街連合会Ⅱ伊勢田政員会長、千葉県商店街振興組合連合会Ⅱ風澤俊一理事長、千葉県共同店舗協議会Ⅱ中村秀朗会長、千葉県商業協同組合協議会Ⅱ土屋利夫会長）を対象に例年2月に実施される「商業4団体合同新春講演会」の開催日時や内容等に関する審議が行われた。

続く「県との意見情報交換会」では、県の商業施策に関する説明（県商工労働部経営支援課）の後、県内事業者の現状と今後についての意見情報交換が行われ、官民双方の立場や状況、今後の課題等について、両者の認識を共有した。

令和4年度 創業・連携推進懇談会開催

本会は、1月25日（水）、長生郡白子町において、標記懇談会を開催した。

本懇談会は、中小企業の組織化を推進するため、東上総地区の市町村、商工会議所及び商工会の商工担当者を対象に実施した。

本会より、「中小企業組合制度と近年の設立状況について」の説明があり、事例紹介として、「設立経緯と現在の活動について」組合の担当者より説明があった。

次に、「地域活性化に関する独自の取り組みについて」の懇談が行われ、出席者に意見交換が行われた。

人事異動のお知らせ

■入職者「1月1日付」

経営支援部主事Ⅱ岡田 峻

緊急雇用安定助成金を申請する事業主のみなさまへ

緊急雇用安定助成金は、令和5年3月31日をもって終了する予定です

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、雇用保険被保険者とはならない労働者に係る休業を対象にした緊急雇用安定助成金を実施してきましたが、本助成金は**令和5年3月31日までの休業をもって受付を終了**します。申請期限や最後の判定基礎期間の申請方法は次のとおりです。

申請期限について

緊急雇用安定助成金の申請期限は、支給対象期間（1～3の連続する判定基礎期間）の末日の翌日から起算して2か月以内です。申請期限を過ぎた場合は、申請を受け付けることができません。郵送又はオンライン申請による場合は、上記の日までに支給申請書等が労働局・ハローワークに**到達**していなければなりませんので、ご注意ください。

なお、**令和5年3月31日を含む判定基礎期間の申請期限は、**

令和5年5月31日まで※（必着）

です。

※ 末日締め以外の事業所の場合で、令和5年3月31日を末日とする1か月未満の判定基礎期間と、その直前の判定基礎期間を通過して申請する場合に限り、通算した判定基礎期間の初日の2か月後の日から2か月以内が申請期間となり、令和5年6月中に申請期限が来る場合があります。詳しくは下記「最後に申請する判定基礎期間について」の「20日締めの事業所の例」の②を参照してください。

最後の判定基礎期間について

令和5年3月31日を含む判定基礎期間については、賃金締め切り日や最終休業日にかかわらず、**判定基礎期間末日が一律に令和5年3月31日まで**となります。なお、令和5年4月1日以降も休業を実施した場合であっても、助成対象となるのは令和5年3月31日までに実施した休業のみとなります。

末日締めの事業所の例：

判定基礎期間

令和5年2月1日～令和5年2月28日

申請期間： 令和5年3月1日 ～ 令和5年4月30日

判定基礎期間（最終）と同時に申請する場合は、令和5年5月31日まで

判定基礎期間（最終）

令和5年3月1日～令和5年3月31日

申請期間： 令和5年4月1日 ～ 令和5年5月31日

20日締めの事業所の例：

判定基礎期間

令和5年2月21日～令和5年3月20日

申請期間： 令和5年3月21日 ～ 令和5年5月20日

判定基礎期間（最終）

令和5年3月21日
～
令和5年3月31日

申請期間： 令和5年4月1日 ～ 令和5年5月31日

判定基礎期間（最終）

令和5年2月21日 ～ 令和5年3月31日

申請期間： 令和5年4月1日 ～ 令和5年6月20日

①・②いずれかで申請

判定基礎期間（最終）の初日の2か月後の日から起算して、2か月以内

雇用調整助成金について

雇用調整助成金の制度自体は令和5年4月以降も継続しますが、令和5年4月以降の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や雇用情勢を踏まえながら検討の上、改めてお知らせします。

※本リーフレットは令和5年度厚生労働省予算案の内容です。

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-603-999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む



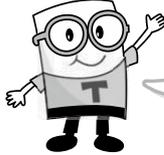
厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL041227企01

事務負担軽減?
補助金も?

税負担軽減?

インボイス制度、 支援措置があるって本当!?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減?

インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金?

少額取引はインボイス不要って?

少額な値引き・返品は対応不要?

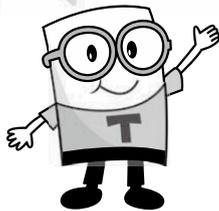
小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、
売上税額の2割を納税額とすることが出来ます!

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)

対象となる期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要!
事前の届出も不要!

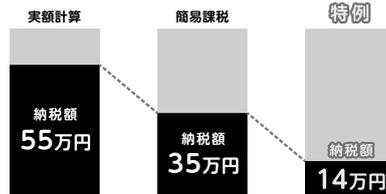


事例 売上700万円(税額70万円) ※サービス業
経費150万円(税額15万円)

実額計算の場合▶
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶
70万円 - 35万円※ = 35万円
※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、簡単に申告書が作成できるようになります!

また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

補助金の拡充や事務負担の軽減措置は裏面へ

財務省
Ministry of Finance JAPAN

小規模事業者向け インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます!

- 対象 小規模事業者
- 補助上限 50~200万円(補助率2/3以内)※一部の類型は3/4以内
▶100~250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)
- 補助対象 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



中小事業者向け 会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(デジタル化基盤導入類型)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!

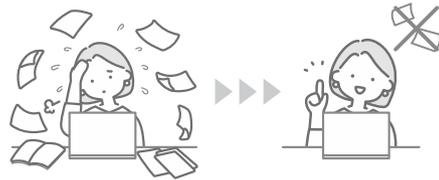
- 対象 中小企業・小規模事業者等
- 補助額 ITツール ~50万円(補助率3/4以内)、50~350万円(補助率2/3以内)※下限額を撤廃
PC・タブレット等 ~10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ~20万円(補助率1/2以内)
- 補助対象 ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等



中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります!

- 対象になる方 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下
または1年前の上半期(個人は1~6月)の課税売上が5千万円以下の方
- 対象となる期間 令和5年10月1日~令和11年9月30日



すべての方が対象 少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!

振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

- 対象になる方 すべての方
- 対象となる期間 適用期限はありません。



すべての方が対象 登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで

税制改正案の
内容



持続化補助金



IT導入補助金



インボイス制度
特設サイト



■ その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

 **0120-205-553** フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

中小企業・小規模事業者・地域経済関係予算案等のポイント (令和4年度第2次補正・令和5年度当初)

基本的な課題認識と対応の方向性

- 新型コロナの長期化、原材料・エネルギー価格等の高騰により厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者等に対する資金繰り支援や価格転嫁対策等に万全を期す。
- その上で、激変する産業構造の中で「成長と分配の好循環」を実現するために必要不可欠な「成長志向の中小企業・小規模事業者」の創出に向け、挑戦・自己変革を後押しするための予算・税等の政策措置を総動員する。また、自治体と連携した、地域経済を牽引し、地域課題を解決する企業の取組を加速化する。

中小企業対策費	令和4年度	令和5年度+令和4年度第2次補正
	1,095億円	1,090億円 + 1兆1,191億円

【1】厳しい経営環境を克服するための資金繰り支援・価格転嫁対策

- 新たな借換制度の創設や金利引下げ、資本性劣後ローンの供給等を通じて、業況が厳しい中小企業・小規模事業者等の事業継続を支援する。また、価格交渉促進月間や下請Gメン等を活用して取引適正化を実現し、持続的な賃上げの原資となる収益を確保する。

＜資金繰り支援＞

補正 中小企業等の資金繰り支援【2,981億円】(財務省計上分212億円含む)
新たな借換保証制度を創設。金利引下げ、資本性劣後ローンの供給等を継続。

当初 日本政策金融公庫補給金【146億円】
日本政策金融公庫からの融資における金利を引下げのため、利子補給を実施。

当初 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業【35億円】
信用保証制度等を通じた資金繰り支援を実施。

＜価格転嫁対策＞

当初 中小企業取引対策事業【24億円】+ **補正**【5億円】
価格交渉促進月間のフォローアップ、下請Gメン(300名へ増員)等による取引実態の把握、下請かけこみ寺での相談対応等を実施。

【2】成長分野等への挑戦に向けた投資の促進

- 内外の環境変化によって既存のサプライチェーンが流動化する中、生産性向上・再構築等に向けた設備投資を積極的に行う中小企業・小規模事業者等を後押しするとともに、DX・GX推進や海外展開等による新たな市場獲得を支援する。

＜事業再構築・生産性向上＞

補正 中小企業等事業再構築促進事業【5,800億円】
新分野展開、業態転換等の事業再構築に挑戦する中小企業等を支援。また、サプライチェーン強靱化枠を新設。

補正 中小企業生産性革命推進事業【2,000億円】※国庫債務負担含め総額4,000億円
(①ものづくり補助金、②小規模事業者持続化補助金、③IT導入補助金、④事業承継・引継ぎ補助金)
 設備投資、IT導入、販路開拓、事業承継等への補助を通じた、中小企業・小規模事業者の生産性向上等に向けた取組を支援。

補正 国際情勢の変化を踏まえた原材料安定供給対策事業【55億円】
ウクライナ情勢の変化により、供給途絶リスクが生じている原材料の安定供給対策のため、国内生産拠点等の確保を支援。

＜DX・GX・海外展開＞

当初 地域未来DX投資促進事業【15億円】+ **補正**【事業環境変化対応型支援事業の内数】
地域企業のDX実現に向け、産学官金が参画する支援コミュニティの支援活動や新事業の創出に向けた実証事業等を支援。

当初 グリーントランスフォーメーション対応支援事業 ※中小機構交付金の内数
中小機構への相談窓口の設置や支援機関の人材育成等により中小企業・小規模事業者のカーボンニュートラルに向けた取組を支援。

補正 中小企業国際化総合支援事業【5億円】
海外展開を目指す中小企業等1万者支援に向けて、中小機構が戦略立案・具体化等を伴走型ハンズオンで支援。

＜研究開発＞

当初 成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)【133億円】
大学等と連携して行う研究開発やAI/IoT等の先端技術を用いた革新的なサービスモデル開発等を支援。

【3】創業・事業承継を通じた挑戦・自己変革の推進

- 創業・事業承継・引継ぎ(M&A)を契機として挑戦する中小企業・小規模事業者等を支援するため、創業の借入時に経営者保証を不要とする信用保証制度の創設、後継者同士とのつながり強化、事業承継・引継ぎを支援する体制の拡充等を行う。

当初 後継者支援ネットワーク事業【2.1億円(新規)】

家業を活かした新規事業アイデアを競うピッチイベントを開催するとともに、それに係る事業の磨き上げを支援する。

当初 中小企業活性化・事業承継総合支援事業【157億円】+ **補正**【67億円】

中小企業活性化協議会による事業再生支援、事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ支援等を実施。

補正 事業承継・引継ぎ補助金(再掲) ※中小企業生産性革命推進事業の内数

補正 経営者保証を徴求しない新たな創業時の信用保証制度の創設【121億円】(財務省計上分97億円含む)
※資金繰り支援(2,981億円)の内数

【4】地域課題解決に向けた取組への支援の拡充等

- 地域活性化に向けて、地方自治体等と連携し、地域課題の解決に取り組む中小企業・小規模事業者等を支援する。

当初 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【11億円】

地方公共団体と連携し、地域の実情を踏まえた小規模事業者による販路開拓・生産性向上に向けた取組を支援。

当初 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業【3.5億円】

地方公共団体と連携し、中小事業者等によるテナントミックスの実現に向けた施設整備やまちづくり人材の育成等を支援。

補正 面的地域価値の向上・消費創出事業【10億円】

成長意欲のある商店街等による、自らの魅力・地域資源等を活かした滞留・交流空間の整備や、消費を創出するための事業等を支援。

当初 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業【7.7億円】

地域内外の関係主体と連携し、地域課題解決と収益性との両立を目指す取組や、地域一体で人材育成を行う取組等を支援。

【5】伴走支援・人材確保支援等

- 経営力再構築伴走型支援モデル等を活用し、中小企業・小規模事業者に対する強力な経営支援を行うとともに、企業における人材確保に向けた戦略策定等をサポートする。

<人材育成・マッチング>

当初 中小企業・小規模事業者人材対策事業【8.2億円】

経営課題解決に資する人材確保のため、企業の戦略策定やコンソーシアムによる人材確保支援体制の整備を支援。

<相談体制の強化(伴走支援含む)等>

補正 事業環境変化対応型支援事業【113億円】

商工会・商工会議所等の相談対応の強化、よろず支援拠点コーディネーター増員等による体制強化、地域企業のDX促進支援等を実施。

当初 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【37億円】

各都道府県によるよろず支援拠点を整備するなど、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。

当初 小規模事業者対策推進等事業【54億円】

商工会・商工会議所等を通じて行われる小規模事業者への経営相談や販路開拓等のサポートの体制を整備。

<その他>

当初 工業用水道事業費補助金【20億円】+ **補正**【15億円】

地域の産業インフラとして重要な工業用水について、事業者が実施する工業用水道施設の強靱化を支援。

補正 なりわい補助金(令和2年7月豪雨)、グループ補助金(令和3・4年福島県沖地震)の継続措置【209億円】

税制改正事項

税 中小企業経営強化税制(延長)

経営力向上計画に基づく設備投資について即時償却又は税額控除を可能とする措置を延長。

税 中小企業投資促進税制(延長)

生産性向上に向けた一定の機械装置等の取得等について特別償却又は税額控除を可能とする措置を延長。

税 地域未来投資促進税制(拡充・延長)

地域経済を牽引する企業の設備投資について特別償却又は税額控除を可能とする措置を拡充・延長。

税 中小企業技術基盤強化税制(拡充・延長)

中小企業の試験研究費の一定割合の税額控除を可能とする措置を拡充・延長。

税 法人税率の軽減(延長)

所得の800万円まで法人税の税率を19%から15%に軽減する措置を延長。

税 生産性向上・賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例(新設)

生産性向上や賃上げに向けた新規の設備投資について固定資産税を軽減する措置を新設。

税 中小企業防災・減災投資促進税制(拡充・延長)

災害や感染症の事前対策に資する設備投資について特別償却を可能とする措置を拡充・延長。

インボイス制度の実施に伴い、 買手（親事業者等）と免税事業者（下請事業者等） との取引において、 どのような行為が独占禁止法・下請法上 問題となるのだろうか？

・買手と免税事業者との取引でどのような行為が 独占禁止法などで問題となるか

- ➡ Q7で、インボイス制度の実施に伴い、買手と免税事業者との取引で想定される独占禁止法・下請法上問題となる行為について解説します！

(URL) https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html

(QR)



・親事業者と下請事業者との取引でどのような行為が 下請法上問題となるか

- ➡ インボイス制度の実施に伴い、親事業者と下請事業者との取引で想定される下請代金の減額、買ったときについて、絵を用いて解説します！

(URL) https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice/invoice_jirei.pdf

(QR)



・【動画】でも解説します！

- ➡ 上記の解説は動画でも御覧いただけます！是非御視聴ください！

(URL) <https://www.youtube.com/watch?v=gbNRYV6Dgqg>

※動画視聴期間：
令和5年9月30日まで

(QR)



下請法・優越的地位の濫用規制に係る相談窓口

公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課
TEL 03-3581-3375 (直)

